

○坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

昭和60年5月13日規則第12号

(負担金の一括納付等)

**第8条** 条例第6条第4項ただし書きの規定により、受益者は到来した納期に係る納付額に相当する金額の負担金を納付しようとする場合にあつて、当該納期の後の納期（次年度以降に係る納期を含む。）に係る納付額に相当する金額の負担金をあわせて納付（以下「一括納付」という。）することができる。

2 前項の規定により受益者が負担金を一括納付した場合においては、初年度の第1期納期前に負担金の総額を一括納付したときに限り、市長は納付した負担金の額に相当する金額の100分の10を乗じて得た額を当該受益者に前納報奨金として交付する。ただし、その額が10円未満である場合にはこれを交付しない。また、受益者が国または地方公共団体である場合にも交付しない。